

令和7年第12回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年12月15日（月）午後1時27分から午後1時37分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 8名

欠席 農業委員 2名

農地利用最適化推進委員 10名

農地利用最適化推進委員 0名

農業委員		
番号	氏名	出欠
1番	石田 敏裕	出席
2番	横山 智	出席
3番	目黒 文夫	出席
4番	横山 行雄	欠席
5番	星 美代子	出席
6番	川上 敦史	出席
7番	永澤 広美	欠席
8番	阿部 庄一	出席
9番	菅野 昌孝	出席
10番	清野 敏興	出席

農地利用最適化推進委員		
担当区	氏名	出欠
1区	鈴木 文雄	出席
2区	目黒 敏雄	出席
2区	齋藤 壽	出席
3区	加藤 博	出席
3区	菊地 英雅	出席
4区	小野 裕康	出席
5区	中村 雄志	出席
6区	八巻 和夫	出席
7区	森 文明	出席
7区	佐藤 正義	出席

4. 議事録署名委員

番号	氏名
8番	阿部 庄一
9番	菅野 昌孝

5. 職務のため総会に出席した者

職	氏名
事務局長	加藤 伸二
主幹	菅野 正浩
副主幹	寺島 正幸

6. 議事

報告第 1号 令和7年第12回総会までの主な行事について

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

会 長 　　ただいまより令和7年第12回農業委員会総会を開催いたします。

（あいさつ）

会 長 　　続きまして、次第3の議事録署名人の指名についてですが、8番 阿部庄一委員と9番 菅野昌孝職務代理にお願いします。

　　なお、欠席は4番 横山行雄委員、7番 永澤広美委員であります。

　　それでは、次第4の議事に入ります。

　　報告第1号 令和7年第12回総会までの主な行事について、事務局より報告願います。

事務局長 　　報告第1号 令和7年第12回総会までの主な行事について、ご報告いたします。1ページをご覧ください。

　　11月25日、県農業会議常設審議委員会が福島市で開催され、清野会長が出席しております。

　　11月26日、農業委員会等農政懇談会が東京都で開催され、清野会長が出席しております。

　　11月27日、県選出国會議員への要請集会・全国農業委員会会長代表者集会が東京都で開催され清野会長、事務局が出席しております。

　　12月5日から10日まで町議会定例会が役場で開催され、私に対応しております。

　　12月10日、農地法申請等の現地調査としまして、町内において、川上委員、永澤委員、鈴木委員、目黒（敏）委員、事務局で調査を実施しております。

　　同じく10日、県農業会議常設審議委員会の現地調査としまして、南相馬市において、清野会長が調査を実施しております。

　　以上でございます。

会 長 　　ただいま事務局長から報告第1号について報告がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

　　[「ありません」の声あり]

会 長 　　ないようですので、報告第1号については以上で終わります。

　　報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

事務局 　　報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告いたし

ます。2ページをご覧ください。

1番について、賃貸人、賃借人及び通知のあった農地は議案に記載のとおりであります。

農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の合意解約で、賃貸人の都合により、令和7年10月31日付けで賃貸借の解約と土地の引き渡しを行うものであります。

解約後の所有権の移転については、本議案第33号に上程されております。

2番について、賃貸人、賃借人及び通知のあった農地は議案に記載のとおりであります。

農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の合意解約で、賃借人の都合により、令和7年11月20日付けで賃貸借の解約と土地の引き渡しを行うものであります。

3ページをご覧ください。3番について、賃貸人、賃借人及び通知のあった農地は議案に記載のとおりであります。

農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の合意解約で、賃借人の都合により、令和7年8月20日付けで賃貸借を解約し、令和7年11月30日付けで土地の引き渡しを行うものであります。こちらの農地は、所有者から借りてくれる方を探して欲しいとの相談が事務局にありましたので、借りたいという方がいましたら事務局までご連絡をお願いします。

以上でございます。

会 長 　　ただいま事務局から報告第2号について報告がありました。何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会 長 　　ないようですので、報告第2号については以上で終わります。
議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 　　議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番をご説明いたします。4ページをご覧ください。

1番について、譲渡人、譲受人、申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、贈与による所有権の移転であります。

取得する花川の田の周囲は水稻地帯であり、これまでどおり水稻を栽培し、別所の畑・田は野菜を栽培する計画であります。

なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可の要件を満たしており

ます。

説明は以上でございます。

会 長 それでは議案第33号について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番は原案のとおり承認し「許可」といたします。

これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和7年第12回農業委員会総会を閉会いたします。